水道料金体系表(1か月分)

種別	用途別	メーターの口径	基本料金	従量料金(1㎡につき)		
			(税込)	使用水量(㎡)	料金	
	一般用			5まで	55 円	
		13mm	620 円	5を超え10まで	103円	
		及び		10を超え15まで	144円	
		20mm		15を超え25まで	173円	
				25を超え35まで	215円	
		25mm	1, 680 円	35 を超え 50 まで	250 円	
				50を超え100まで	278円	
				100を超え300まで	303円	
				300を超えるもの	322円	
		40mm	4, 160 円	50 まで	250 円	
				50を超え100まで	278円	
専用給水装置				100を超え300まで	303円	
				300を超えるもの	322円	
		50mm	9, 870 円	100 まで	278 円	
		75mm	21, 630 円	100 を超え 300 まで	303 円	
				300を超えるもの	322円	
		100mm	57, 540 円	300 まで	303 円	
		150㎜以上	103, 600 円	300 を超えるもの	322 円	
		連合専用給水装置を使用するものは、メーター口径を13mmとみなして、				
		1戸につき当該口径の料金を適用する。この場合の料金算定の基礎となる				
		使用水量は各戸均等に使用したものとみなす。				
	公衆浴	メーターの口径に対応する一般用の基本料金を適用し、従量料金は、				
	場用	1 ㎡につき 70 円とする。				
私設消火栓	演習用	1個1回20分以内につき 2,650円				
船舶給水栓	船舶用	1 ㎡につき 322 円				
臨時給水栓	臨時用	1 ㎡につき 322円				

備考 この表において「公衆浴場用」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第2条に規定する公衆浴場の用に供するものをいう。

料金等に関するお問合せ

那覇市上下水道局 お客様センター TEL 941-7804・7834

^{※1}この料金表は、平成26年6月分料金から適用されます。

^{※2} 上記の料金には消費税が加算されております。

下水道使用料金体系表 (1 か月分)

種別	区分	排出汚水量(㎡)	料金(税込)
一般汚水	基本料金	10㎡まで	628円
	従量料金 (1㎡につき)	10㎡を超え30㎡まで	84円
		30㎡を超え50㎡まで	100円
		50㎡を超え100㎡まで	136円
		100㎡を超え300㎡まで	162円
		300㎡を超え1,000㎡まで	197円
		1,000㎡を超え8,000㎡まで	207円
		8,000㎡を超えるもの	216円
公衆浴場汚水		1㎡につき	18円

- ※1この料金表は、平成26年6月分料金から適用されます。
- ※2 上記の料金には消費税が加算されております。

再生水料金体系表(1か月分)

種別/区分	水量(m³)	料金(税込)	
共同住宅等	1 ㎡につき 151円		
事業所等	1 ㎡につき	216 円	

- ※1この料金表は、平成26年6月分料金から適用されます。
- ※2 上記の料金には消費税が加算されております。

料金等に関するお問合せ

那覇市上下水道局 お客様センター TEL 941-7804・7834